



# 山形県公報

平成23年3月31日(木)

号 外(4)

## 目 次

### 条 例

山形県県税条例の一部を改正する条例..... (税 政 課) ... 2

### この号で公布された条例のあらまし

山形県県税条例の一部を改正する条例 (県条例第30号) (税政課)

- 1 次に掲げる不動産の取得に係る不動産取得税の減額措置の適用期限を平成23年6月30日まで延長することとした。
  - (1) 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金の支給を受けて取得する事業用施設
  - (2) 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律の規定に基づき入会権者等が入会林野整備等により取得する土地
  - (3) 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に規定する認定事業再構築事業者等が認定事業再構築計画等に従った事業の譲渡又は資産の譲渡により取得する不動産
- 2 この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。

---

条 例

---

山形県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第30号

山形県県税条例の一部を改正する条例

山形県県税条例(昭和29年5月県条例第18号)の一部を次のように改正する。

附則第14条の3第1項、第3項及び第5項中「平成23年3月31日」を「平成23年6月30日」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。